高額療養費-自己負担限度額の改定

平成27年1月から 高額療養費が変わります！

平成27年1月から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のように変更になります。

これにより、今までよりも所得要件が細分化され、みなさんの所得に応じて柔軟な医療費の負担軽減が行われるようになります。

なお、70歳以上の方の自己負担限度額に変更はありません。

70歳未満の方の自己負担限度額

平成26年12月まで

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	標準報酬月額53万円以上	150,000円+（総医療費−500,000円）×1%〈多数回該当：83,400円〉
B 一般所得者	上位所得者・低所得者 以外	80,100円+（総医療費−267,000円）×1%〈多数回該当：44,400円〉
C 低所得者	住民税非課税	35,400円〈多数回該当：24,600円〉

平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	標準報酬月額83万円以上	252,600円+（総医療費−842,000円）×1%〈多数回該当：140,100円〉
イ	標準報酬月額53万円〜79万円	167,400円+（総医療費−558,000円）×1%〈多数回該当：93,000円〉
ウ	標準報酬月額28万円〜50万円	80,100円+（総医療費−267,000円）×1%〈多数回該当：44,400円〉
エ	標準報酬月額26万円以下	57,600円〈多数回該当：44,400円〉
オ	低所得者（住民税非課税）	35,400円〈多数回該当：24,600円〉

※同一医療機関等における自己負担では上限額を超えない場合でも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担（70歳未満の場合は同一医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要です。）を合算することができます。
※多数回該当とは、過去12ヵ月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

どんな制度？ 高額療養費制度

1ヵ月の医療費の自己負担額が、一定の額（自己負担限度額）を超えて高額になったとき、高額療養費としてその超えた分が健康保険から払い戻される制度です。

自己負担限度額は、70歳未満か70歳〜74歳かどうかで異なり、また所得によっても異なります。

限度額適用認定証を利用の場合… 外来でも入院でも、窓口での支払いが限度額までとなります

医療機関の窓口での自己負担を限度額までの支払いで済ませるには、保険証や高齢受給者証とともに、認定証を医療機関の窓口に提出する必要があります。

事前に申請して、認定証の交付を受けてください。

限度額適用認定証の利用手続きは、健保組合まで問い合わせください

公　告

◆愛新機工株式会社

ティーエスプレシジョン株式会社を存続事業所とした吸収合併により、当該事業所を解散されましたので、当健康保険組合の設立事業所から削除いたしました。

◆TMTソリューションズ株式会社

TMTマシナリー株式会社 100%出資子会社の当該事業所について、近畿厚生局へ７月１日付編入の認可申請をしていましたが、先般正式に認可され当健康保険組合に編入いたしました。

第49回 健康強調月間

健保連本部・都道府県連合会と健康保険組合は被保険者とその家族の健康の保持増進を図るために各種事業の実施を通じて、健康意識の高揚に努めています。その一環として毎年10月を「健康強調月間」として活動を展開しています。

スローガン

「“みんな”ではじめる、すこやか健康習慣」

健康の保持・増進、健康・体力づくり事業は、健保組合が保健事業を取り組む上で、今も変わらぬ重要なテーマです。また、加入者の健康の保持・増進を図る上で、事業主との連携・協力が求められ、特に今年度はデータヘルス計画策定の年であり、来年度からの効率的な事業実施に向け、事業主との連携は重要度を増してきます。

そうした背景から、本月間では、健保組合が効率的・効果的な保健事業の実施を図り、加入者の健康意識を高めることで、事業主を含む加入者が「“みんな”で一緒に健康になる」ことを目標に、スローガンを掲げました。また、加入者の健康意識の定着を図るため、加入者や健保組合、事業主それぞれの立場から“みんな”を意識して健康習慣を改めて見直すことを、周知していくこととしました。

また、特定健診・特定保健指導は、健保組合が実施している保健事業のみならず、データヘルス計画を策定していく上でも、必要なデータの一つです。中でも特定保健指導は、健保組合と事業主が連携し、加入者に対して利用促進を図るとともに、本月間を通して特定保健指導の意義を改めて示し、加入者の健康意識を向上させ、「“みんな”ですこやかな生活習慣」を定着させていくことを目指します。

健康強調月間を機に、まず自分の身近な健康状態に関心を持ち、病気や健康に対する知識を深めてください。そして毎日の生活習慣をもう一度見直し、健康的な生活習慣をつくりあげてください。

平成25年度(2013)郵送がん検診の結果

がんによる死亡者数は、1981年に脳卒中を抜いて死因のトップとなって以来、増え続けています。このうち健保組合が実施する郵送がん検診で、大腸がんは食生活の欧米化が影響しているといわれ増加傾向にありますが、早期に発見して治療すればほぼ治癒が可能といわれています。また子宮頸がんの発症は30～40代で多くなる傾向ですが、がん細胞の増殖はゆっくりで、正常な細胞が浸潤がんになるのに5～10年以上かかるといわれており、定期的に検診を受ければ、がんになる前の段階で見つけることが可能です。

平成25年度検診の結果では、大腸がん検診の有所見者は受診者の9.9%、子宮頸がんは9.1%と、各々約1割の方に有所見が認められました。できるかぎり年一回の検診を受けて、早期発見・治療につなげてください。

（平成26年8月調査）

検診種別	受診者数(人)	有所見者数(人)		有所見率
		陽性(疑陽性含)	その他	
大腸がん検診	586	58	―	9.9%
子宮頸がん検診	186	4	13	9.1%

注）その他＝陽性(疑陽性含）ではないが医療機関受診が必要とされる方

健保組合の月間行事

健康強調月間の期間中、ナブテスコグループ健康保険組合は、今回の健保だより『すまいる』に同封した≪家庭常備薬等の斡旋≫に加えて、≪第10回スマイルウォーク≫ならびに≪大腸がん・子宮頸がん検診≫を月間行事と位置づけて受付を開始いたします。

第10回 スマイルウォーク開催のご案内

目標 1日1万歩！

今年も疾病予防事業の一環として、スマイルウォークを開催いたします。ウォーキングは誰でも手軽に出来る有酸素運動のひとつです。

歩くことは、健康の第一歩！ 心肺機能や筋力が鍛えられ体力がアップするだけでなく、生活習慣病予防・改善やストレス解消にもなります。帰宅時に1駅手前で降りて歩くなど、ほんの少しのやる気と工夫で出来るものです。みなさま、気軽にご参加ください。

実施期間 平成26年**11月1日～27年1月末日**（3カ月間）

参加費無料

対象者

ナブテスコグループ健康保険組合の被保険者およびそのご家族

（配偶者、お子さま、おじいちゃん、おばあちゃん、ご家族での参加、大歓迎！！です）

申込方法

所定の申込用紙に記入後、郵送もしくはFAX・メールにて平成26年10月31日（金）までに健康保険組合へお申し込みください。

なお、参加申込書は健康保険組合または各事業所健保担当部署にご用意しております。

また、健康保険組合のホームページ（http://www.nabtesco-kenpo.or.jp/）にも掲載しておりますのでご利用ください。

実施手順

1. 申込後、スコアカードに各自歩いた歩数を自分で記録。
2. 期間終了後、スコアカードを健康保険組合まで返送し、結果報告をしてください。

賞 典

❶完歩賞　92日全て1万歩以上歩いた方
❷達成賞　70日以上1万歩以上歩いた方
❸参加賞　参加をして、スコアカードを返却してくれた方

（目標達成の記念品は健保加入者のみとなります。）

お申し込み・お問い合わせは　各事業所の健保担当者、または　健保：内田まで

大腸がん・子宮頸がん検診実施要項

申込先	各事業所の健保担当者（任意継続者の方は健康保険組合まで）
申込締切	平成26年10月24日（金）
検診対象者	希望する被保険者・被扶養者
検診機関	医療法人社団 神鋼会　神鋼病院健診センター
検査機関	(株)メスプ・コーポレーション メスプ細胞検査研究所
自己負担額	200円

参考 健保負担額　大腸がん：　1,564円
子宮頸がん：1,900円

受診の流れ

12月中旬頃をめどに、神鋼病院健診センターよりご自宅へ、検査物採取用器具・器具取扱説明書が送付されます。

受診者は取扱説明書に従い、検体を採取して容器に封入し、同封する封筒にて検診委託先（メスプ細胞検査研究所）に送付してください。可能な限り年内受診に努めてください。

メスプ細胞検査研究所では届いた検体を検査の上、検査結果をご自宅へ送付いたします（所要期間は約2週間）。

インフルエンザ予防対策

インフルエンザは、ふつうの風邪に比べて急激に発症し、全身症状が強く気管支炎や肺炎などを合併して重症化する場合が多いことが特徴です。流行が始まると感染力が強いため短期間に休業者増加の恐れがあります。是非日頃からの予防を習慣づけてください。

インフルエンザ撃退！

インフルエンザを予防するためには、各個人で感染を防ぐことが重要です。手洗い・うがいを始めとした予防対策を行い、規則正しい生活で抵抗力をつけて、インフルエンザに「かからない」「拡げない」習慣を身につけましょう。

正しい手洗い・うがいを身につけよう

手洗い

❶ 流水で汚れを洗い流します

❷ 石けんをつけてよく泡立て、15秒以上もみ洗いします

❸ 流水で十分にすすぎます

❹ 清潔なタオルやペーパータオルなどでふき、乾燥させます

- もみ洗いは、手の甲、指先・爪のあいだ、指のまた、親指、手首も念入りに。半袖の場合は、前腕部も洗うとより効果的です
- 最後に消毒用アルコールを手指にすり込むと、より殺菌効果が高まります

うがい

❶ 口の中の汚れを取るように、ブクブクうがいをします

❷ いったん水を吐き出します

❸ もう一度口に水をふくみ、のどの奥までしっかりと、ガラガラうがいをします（3回以上）

インフルエンザ予防接種補助金支給制度

当健康保険組合では、被保険者および被扶養者を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部補助を保健事業のひとつにしています。予防接種を含めた予防対策を徹底して感染防止に努めましょう。

対象者 予防接種時に当健康保険組合の資格を有する被保険者及び被扶養者

補助金額 1人あたり 2,000 円を上限に補助します（年度 1 回）

※市区町村の補助がある場合を含めて自己負担額以上の補助は行いません
※補助金の上限に満たない場合は実額補助とします

申請手続 「インフルエンザ補助金支給申請書」を事業所のご担当者から受領、又は健保組合 webサイトから取り出し、申請方法・注意書きを参照の上、支給方法の指示に沿って提出してください

その他 添付する領収書原本は次の項目の記載があるものに限ります

①インフルエンザ予防接種代であることが明記されていること
②医療機関名
③予防接種を受けた被保険者・被扶養者の氏名（フルネーム）
④接種年月日

予防接種はお早めに！

インフルエンザの流行期は、例年12月下旬から３月上旬くらいで、春になると徐々におさまっていきます。流行期に備えるためには、10月中旬から12月上旬くらいまでに予防接種を受けるのが理想的です。

予防接種実施にあたって不安がある場合は、事前に医師へご相談してください。
当組合では予防接種に関する事故や副作用等について、一切の責任を負いませんので予めご了承ください。